

# 院内感染対策マニュアル(無床診療所(歯科)の例示)

下記は、厚生労働科学研究「安全性の高い療養環境及び作業環境の確立に関する研究」(平成20年度総括研究報告書)の「無床診療所施設内指針(マニュアル)2009-単純かつ効果的マニュアルの1例(2013年度案・2014年3月改訂)」等を参考に、歯科において対策をはかるべき事項を整理したものである。

(ここに示す事例は、あくまでも1例であり、この1例を参照して、各施設に適した形で単純かつ効果的でしかも実践しやすいマニュアルとして作成しなおすことが望ましい。)

## 1. 手指消毒

- 1-1. 個々の患者の治療前後には、石けんと流水による手洗いか、アルコール制剤による摩式消毒を行う。
- 1-2. 使い捨て手袋を着用し治療を行う場合の前後も、同様に消毒をおこなう。

## 2. 手袋

- 2-1. 血液・唾液には、直接触れないように作業することが原則である。血液・唾液に触れる可能性の高い作業をおこなうときには、使い捨て手袋を着用する。
- 2-2. 使い捨て手袋を着用した安心感から、汚染した手袋で治療用いすなどに触れないよう注意する。
- 2-3. 使い捨て手袋は再使用せず、患者(処置)ごとの交換が原則である。やむをえずくり返し使用する場合には、その都度アルコール清拭を行う。

## 3. 病歴確認

- 3-1. 歯や口腔に関する病歴だけでなく、可能なかぎり感染性疾患等の罹患状況について確認する。

## 4. 診療中

- 4-1. コップは、デイスポーサブルのものを使用する。
- 4-2. エアータービン、スプレーの使用時には、顔に血液・唾液等の飛沫粒子を浴びることが多いため、確実なバキューム操作を行い、血液・唾液が飛び散る可能性がある場合は、PPE(ガウン又はエプロン、ゴーグル、フェイス・シールドなどの目の保護具、手袋その他の防護具)を着用することが望ましい。
- 4-3. ハイリスク患者については、PPEを着用する。

## 5. 医療器具・器材の消毒等

- 5-1. 耐熱性の診療用器具は、使用後手袋着用のもとで、十分洗浄し、オートクレーブ、乾熱滅菌器等で滅菌を行う。

- 5-2. 切削バー、リーマー、ファイルは、オートクレーブ等による滅菌を原則とするが、防錆剤を添加した消毒剤の使用も差し支えない。消毒剤としては、消毒力の強い次亜塩素酸系、アドヒド系等を用い、30分以上浸漬する。
- 5-3. 上記以外の器具は、グルタルアルデヒドに10～20分浸漬して消毒する。また、歯ブラシ、フロスホルダーなどプラスチック製品は、0.1%クロールヘキシジン液に30分以上浸漬後、水洗、乾燥させる。
- 5-4. 注射針、メスなどは、デイスposableのものを使用する。使用後の針等の取り扱いは、特に注意を要し、針刺し・切創事故等を抑止する。
- 5-5. 滅菌物の保管は、汚染が起こらないよう注意する。汚染が認められたときは、廃棄、あるいは再滅菌する。また、滅菌物使用の際は、安全保存期間（有効期限）を厳守する。

## 6. 医療施設的环境整備

- 6-1. ユニットやブラケットテーブルは、1日1回以上の水拭き清拭又は消毒薬（界面活性剤、逆性石鹼）する。また、滅菌物使用の際は、安全保存期間（有効期限）を厳守する。
- 6-2. 床、テーブルなどは汚染除去を目的とした除塵清掃が必要であり、湿式清掃を行う。また、日常的に消毒薬を使用する必要は特にない。

## 7. 予防接種

- 7-1. B型肝炎、風疹、麻疹、インフルエンザ、ムンプスなどワクチン接種によって感染が予防できる疾患は、適切にワクチン接種を行う。

## 8. 医療廃棄物の処理

- 8-1. 血液に汚染されたもの、注射針、カートリッジ及び替え刃などは、業者指定の処理委託時には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を受領し5年間保管する。
- 8-2. 現像液、定着液は、業者指定の容器にそれぞれ別に回収し、処理を委託する。